

## 福井県農業協同組合

(令和7年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・ J A リ フ ォ ー ム ロ ー ン
2. ご融資対象者	・ 当 J A の組合員または組合員以外で個人の方。 ※当 J A の組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員となる ことができます。 ・ お借入時の年齢が満 1 8 歳以上満 6 6 歳未満であり、最終ご返済時の年齢が 満 8 0 歳未満の方。 ・ 前年度税込年収が 1 5 0 万円以上ある方。 ※個人保証の場合は、前年度税込年収が 2 0 0 万円以上ある方。 ※自営業の方の場合は、収入から必要経費を差し引いた前年度税引前所得と します。 ・ 勤続年数が 1 年以上の方。 ※自営業の方の場合は営業年数が 3 年以上の方。 ・ 借入期間が 10 年を超える場合は、団体信用生命共済（保険）に加入できる方。 ・ その他、当 J A が定める条件を満たす方。
3. 資金使途	・ ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修、その 他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金であるこ と。ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当 J A が所在を確認でき る範囲内のものとします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金 ⑥太陽光発電システム ⑦耐震改修工事費 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・ふき替え、雨樋の取替え ⑩その他住宅本体以外のもの ・ 現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保 ローンのお借換えは対象外とします。
4. ご融資期間	・ 1 年以上 2 0 年以内（1 か月単位） ・ ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間 は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。 ・ また、空き家解体資金の場合、借入期間は 1 年以上 1 0 年以内とします。
5. ご融資金額	・ 1 0 万円以上 1, 5 0 0 万円以内（1 万円単位） ※原則として、所要額の範囲内とします。 ※空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち 5 0 0 万円以内とします。 ・ 組合員以外の方の場合は、1 0 万円以上 3 0 0 万円以内（1 万円単位）。

6. ご融資利率	・当JA所定の利率																				
7. 金利情報の入手方法	・現在のご融資利率につきましては、当JA窓口までお問い合わせください。																				
8. ご返済方法	・毎月元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる返済方法） ※ボーナス返済の併用もできます。ただし、年2回のボーナス返済の割合は、お借入額の50%以内（1万円単位）とします。																				
9. 担保	・担保は必要ありません。																				
10. 保証	・福井県農業信用基金協会の保証または個人保証が必要となります。																				
11. 保証料	・福井県農業信用基金協会に対し、所定の保証料（年0.30%）をお支払いいただきます。 ただし、Web申込みの方については、年0.27%となります。 ・個人保証の場合は、保証料はいただきません。																				
12. 団体信用生命共済	<p>・借入期間が10年を超える場合は、当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかに加入していただきます。また、借入期間が10年以内の場合についても、ご希望によりご加入いただけます。</p> <p>なお、共済（保険）掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="496 1137 1406 1552"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>借入期間が10年以内の場合</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.15%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険</td> <td>年0.05%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td> <td>年0.25%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命保険（ワイド）</td> <td>年0.40%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	借入期間が10年以内の場合	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.10%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%	団体信用生命共済（連生）	年0.15%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.20%	がん保障特約付団体信用生命保険	年0.05%	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年0.25%	団体信用生命保険（ワイド）	年0.40%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																				
団体信用生命共済（特約なし）	なし																				
借入期間が10年以内の場合	なし																				
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.10%																				
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%																				
団体信用生命共済（連生）	年0.15%																				
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.20%																				
がん保障特約付団体信用生命保険	年0.05%																				
がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年0.25%																				
団体信用生命保険（ワイド）	年0.40%																				
13. 9大疾病補償保険	・ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってはお借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.30%																				
14. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全額繰上返済手数料 5,500円（消費税含む）</li> <li>・一部繰上返済手数料 5,500円（消費税含む）</li> <li>・条件変更手数料 5,500円（消費税含む）</li> </ul> ※一部繰上返済をインターネット上で行う場合、手数料は不要となります。																				
15. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>・苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店、出張所または金融部融資課（電話：0776-50-7621）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p>																				

	<p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・紛争解決措置</li></ul> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部融資課またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li><li>・書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、1,100円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。</li><li>・ご返済額の試算については、当JA窓口までお問い合わせください。</li><li>・連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</li></ul>